

本検討会において参考とする関連法令等

【救急救命士関連】

○ 救急救命士法

第 1 条

この法律は、救急救命士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

第 2 条第 1 項

この法律で「救急救命処置」とは、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者（重度傷病者）が病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重症傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいう。

第 2 条第 2 項

この法律で「救急救命士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいう。

第 34 条（要約）

（国家試験受験資格）

- （1）指定した学校又は救急救命士養成所 2 年
- （2）大学若しくは高等専門学校 1 年以上かつ、救急救命士養成所 1 年
- （3）大学 4 年
- （4）救急業務に関する講習で厚生労働省令で定めるものの課程を修了し、及び厚生労働省令定める期間以上救急業務に従事した者であって、指定した学校又は救急救命士養成所 6 か月 or 1 年

第 43 条

救急救命士は、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として救急救命処置を行うことを業とすることができる。

第 44 条第 1 項

救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならない

第 44 条第 2 項

救急救命士は、救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであって厚生労働省令で定めるもの（以下この項及び第五十三条第二号において「救急用自動車等」という。）以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、病院又は診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合は、この限りでない。

第 45 条

救急救命士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

第 53 条

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四十四条第一項の規定に違反して、同項の規定に基づく厚生労働省令の規定で定める救急救命処置を行った者

二 第四十四条第二項の規定に違反して、救急用自動車等以外の場所で業務を行った者前項の救急救命処置録であつて、厚生労働省令で定める機関に勤務する救急救命士のした救急救命処置に関するものはその機関につき厚生労働大臣が指定する者において、その他の救急救命処置に関するものはその救急救命士において、その記載の日から五年間、これを保存しなければならない。

○ 救急救命士法施行規則

第 21 条

法第 44 条第 1 項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、重度傷病者のうち、心肺機能停止状態の患者に対するものにあつては第 1 号から第 3 号までに掲げるものとし、心肺機能停止状態でない患者に対するものにあつては第 1 号及び第 3 号に掲げるものとする。

- 1 厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた輸液
- 2 厚生労働大臣の指定する器具による気道確保
- 3 厚生労働大臣の指定する薬剤の投与

第 22 条

法第四十四条第二項の厚生労働省令で定めるものは、重度傷病者の搬送のために使用する救急用自動車、船舶及び航空機であつて、法第二条第一項の医師の指示を受けるために必要な通信設備その他の救急救命処置を適正に行うために必要な構造設備を有するものとする。

第 24 条

法第四十六条第二項の厚生労働省令で定める機関は、病院、診療所及び消防機関とする。

○ 救急救命士法の施行に伴う救急業務実施上の留意事項について（平成 3 年 8 月 28 日消防救第 83 号）

第 7 条

法第 2 条第 2 項に規定する医師の「指示」とは、医師の一般的、包括的指示で足りるものであること。

○ 救急救命処置の範囲等について（平成 4 年 3 月 13 日指発第 17 号）

医師の具体的指示が必要な 5 行為を含めた 33 行為が定められている。

別紙 2 留意事項②

医師が具体的指示を救急救命士に与えるためには、指示を与えるために必要な医療情報が医師に伝わっていること及び医師と救急救命士が常に連携を保っていることが必要である。

なお、医師が必要とする医療情報としては、全身状態（血圧、体温を含む。）、心電図、聴診器による呼吸の状況などが考えられる。

別紙②留意事項③

心肺機能停止状態の判定は、原則として、医師が心臓機能停止又は呼吸機能停止の状態を踏まえて行わなければならない。

- ・心臓機能停止の状態とは、心電図において、心室細動、心静止、無脈性電気活動、無脈性心室頻拍の場合又は臨床上、意識がなく、頸動脈、大腿動脈(乳児の場合は上腕動脈)の拍動が触れない場合である。

- ・呼吸機能停止の状態とは、観察、聴診器等により、自発呼吸をしていないことが確認された場合である。

【その他】

○医療法

第 6 の 12

病院等の管理者は前二条に規定するもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施その他の当該病院、診療所又は助産所における医療の安全を確保するための措置を講じなければならない。

○医療法施行規則

第 1 条 の 11 (関連部抜粋)

病院等の管理者は、法第 6 条の 12 の規定に基づき、次に掲げる安全管理のための体制を確保しなければならない(ただし、第 2 号については、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入所施設を有する助産所に限る。)

- 一 医療に係る安全管理のための指針を整備すること。
- 三 医療に係る安全管理のため、従業者の医療の安全に関する意識、他の従業者と相互に連携して業務を行うことについての認識、業務を安全に行うための技能の向上等を目的として、医療に係る安全管理のための基本的な事項及び具体的な方策についての職員研修を実施すること。

2 病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 院内感染対策のための体制の確保に係る措置として次に掲げるもの
 - イ 院内感染対策のための指針の策定
 - ハ 従業者に対する院内感染対策のための研修の実施
- 二 医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として、医薬品の使用に係る安全な管理(以下「安全使用」という。)のための責任者(以下「医薬品安全管理責任者」という。)を配置し、次に掲げる次項を行わせること。
 - イ 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施
 - ロ 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施(従業者による当該業務の実施の徹底のための措置を含む。)
- 三 医療機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として、医療機器の安全使用のための責任者(以下「医療機器安全管理責任者」という。)を配置し、次に掲げる次項を行わせること。
 - イ 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施